

# はじめに

---

近年、少子高齢化の進展と、人口減少社会の到来など、私たちを取り巻く社会・経済情勢は急速に変化しています。その変化に対応するため、男女が互いにその人権や個性等を尊重しつつ、ともに喜びも責任も分かち合い、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮することができる、男女共同参画社会の実現が求められています。

そのような中、本町では平成31年3月策定の「第4次高野町長期総合計画」において男女共同参画の推進を掲げ、このたび施策の基本となる「高野町男女共同参画基本計画」を策定しました。

この基本計画の理念である「一人ひとりが輝き 共にささえ合う 笑顔のまち 高野町」を実現するため、取り組みを進め、高野町の活性化に努めて参りたいと考えています。

今後は、この基本計画に基づき、住民、地域、事業所、行政などによる協働・協力のもと、男女共同参画社会の形成に向けて取り組んで参ります。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました高野町男女共同参画基本計画策定検討委員会の委員の皆様をはじめ、高野町男女共同参画に関する町民意識調査にご協力いただきました多くの皆様に心から感謝申し上げます。

平成31年3月

高野町長 平野 嘉也



# 目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	1
第2章 計画策定の背景	2
1. 世界の動向	2
2. 国の動向	3
3. 県の動向	4
第3章 高野町の男女共同参画の現状と課題	5
1. 固定的役割分担意識について	5
2. 家事分担について	10
3. ワーク・ライフ・バランスについて	13
4. 用語の認知度について	15
5. ドメスティック・バイオレンス、セクシャル・ハラスメントについて	16
6. 男女共同参画に対する考え方について	18
7. 計画策定に向けての課題	22
第4章 計画の方向性	23
1. 本計画の基本理念	23
2. 基本目標	23
3. 計画の体系	24
第5章 計画の内容	25
基本目標Ⅰ 男女が共に生きる意識づくり	25
基本目標Ⅱ 安心して笑顔になれる暮らしづくり	28
基本目標Ⅲ 共にささえ合う社会づくり	31
第6章 計画の推進	33
資料編	34
1. 用語解説	35
2. 関係法令	39



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

平成11（1999）年6月に「男女共同参画社会基本法」が制定・施行されてから20年が経過しました。そこには、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と記されています。

この間、国においては男女共同参画社会を実現するため、様々な取り組みが進められてきました。「まち・ひと・しごと創生法」（2014年11月公布）や「女性の職業生活における活躍に関する法律（女性活躍推進法）」（2016年4月施行）が制定・施行され、女性が仕事を続けながら、出産・子育てができる環境整備を推進しています。さらに平成30（2018）年5月には、「政治分野における男女参画の推進に関する法律」が制定・施行され、あらゆる分野の女性活躍を後押ししています。また、並行して「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」（2001年10月施行）の改正や、「生活困窮者自立支援法」（2018年3月施行）、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）」（2014年1月施行）など、ひとり親家庭など困難を抱えた人を支援する取り組みも進められています。

このような国の動向や社会環境の変化を踏まえ、男女が共に尊重し、ささえ合う男女共同参画社会の実現に向けて、高野町として取組む計画を策定するものです。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会の実現に向けて、伝統と文化に根差した高野町の地域特性に配慮した独自性の高い施策の方向性と推進のための方策を記したものです。

本計画の策定にあたっては、町の最上位計画である「第4次高野町長期総合計画」をはじめ、その他関連計画との整合を図ります。

## 3. 計画の期間

本計画の期間は、2019年度から2028年度までの10か年とします。ただし、国内外の動向や社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを検討します。

## 第2章 計画策定の背景

### 1. 世界の動向

1975年の「国際婦人年」に、第1回世界婦人会議がメキシコシティで開催され、女性の地位向上を目指し、各国のとるべき措置のガイドラインを示した「世界行動計画」が採択されました。これを機に男女平等の認識が、固定化された男女の役割分担の概念そのものを変革することへ転換されました。

1980年に、コペンハーゲンで開催された第2回世界婦人会議では、「国連婦人の10年後半期行動プログラム」が採択され、また、前年、国連で決議された「女子差別撤廃条約」に、日本も含め57か国が署名しました。

1985年にナイロビで開催された第3回世界婦人会議では、「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択され、国連婦人の10年のテーマ継続と、実際上の男女平等を実現するための具体的な372項目を西暦2000年に向けての将来戦略としました。ここに、ドメスティック・バイオレンスの問題が平和に関する項目に取り込まれました。

1995年に北京で開催された第4回世界女性会議では、「平等・開発・平和」への行動が新たなメインテーマになりました。この会議で採択された「北京宣言及び行動綱領」は、女性の地位は向上しましたが、男女間の不平等が続いていることを確認し、「ナイロビ将来戦略」の完全で効果的な実現を目指すとともに、各国は、12の重大問題領域<sup>1</sup>（参照1）において、具体的な行動をとることを要請されました。

2000年にニューヨークで開催された国連特別総会「女性2000年会議」では、「ナイロビ将来戦略」及び「北京宣言及び行動綱領」の実施状況を検討・評価し、男女平等を実現するための更なる行動とイニシアチブについて検討が行われ、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領のための更なる行動とイニシアチブ（成果文書）」が採択されました。

2005年にはニューヨークで第49回国連婦人の地位委員会が開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び、「女性2000年会議成果文書」の実施状況の評価・見直しが行われ、更なる実施に向けた戦略や今後の課題について会議が行われました。

2010年には、1995年に開催された第4回世界女性会議（北京会議）から15年目にあたることを記念し、「北京宣言及び行動綱領」と第23回国連特別総会「女性2000年会議」成果文書の実施状況の評価を主要テーマに第54回国連婦人の地位委員会（北京+15）がニューヨークで開催されました。

2015年には第59回国連婦人の地位委員会（北京+20）がニューヨークで開催され、「男女共同参画、女性のエンパワーメント並びに女性と女兒の人権を実現す

<sup>1</sup> 12の重大問題領域：A 女性と貧困、B 女性の教育と訓練、C 女性と健康、D 女性に対する暴力、E 女性と武力紛争、F 女性と経済、G 権力及び意思決定における女性、H 女性の地位向上のための制度的な仕組み、I 女性の人権、J 女性とメディア、K 女性と環境、L 女兒の権利のこと。

るための将来の取組みへの優先課題」や「男女共同参画のため資源—行動及び進展のための優良事例及び計画」をテーマに会議が行われました。

## 2. 国の動向

1975年の国際婦人年を契機として、世界的規模で女性の地位向上を図るための取組みが進められました。我が国は、1977年に「国内行動計画」を策定し、男女雇用機会均等法や民法・国籍法などの国内法の整備を終え、1985年、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)に批准しました。

1991年に、「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)」が策定され、男女が自ら主体的な選択に基づき、家庭や社会のあらゆる分野における活動に平等に参画する機会が与えられる社会を目標に、女性に関する施策を推進していくことになりました。そして同年、「育児・介護休業法」が成立しました。

1994年にはナイロビ将来戦略の勧告の趣旨をふまえて、総理府(現、内閣府)において男女共同参画推進室が設置されました。

1999年には、「男女共同参画社会基本法」が成立し、翌年には同法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定されました。「男女共同参画社会基本法」では、女性も男性もお互いにその人権を尊重しながら、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、21世紀における最重要課題としており、市町村においても、男女共同参画社会の形成のための基本的な計画の策定に努めることが位置づけられました。

2001年には、「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)が施行され、2004年に、配偶者の暴力の定義の拡大や保護命令制度の拡充などを規定した一部が改正されました。

2005年には、国内外のさまざまな状況の変化に伴い、これまでの取組みを評価・総括し、「男女共同参画基本計画(第2次)」が策定されました。その中で①政策・方針決定過程への女性の参画の拡大、②女性のチャレンジ支援、③男女雇用機会均等の推進、④仕事と家庭・地域生活の両立支援と働き方の見直し、⑤新たな分野への取組み、⑥男女の性差に応じた的確な医療の推進⑦男性にとっての男女共同参画、⑧男女平等を推進する教育・学習の充実、⑨女性に対するあらゆる暴力の根絶、⑩あらゆる分野において男女共同参画の視点に立って関連施策を立案・実施し、男女共同参画社会の実現を目指す、という10の重点事項があげられました。

2010年には「男女共同参画基本計画(第3次)」が策定され、①政策・方針決定過程への女性の参画の拡大、②男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革、③男性、子どもにとっての男女共同参画、④雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保、⑤男女の仕事と生活の調和、⑥活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進、⑦貧困など生活上の困難に直面する男女への支援、

⑧高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備、⑨女性に対するあらゆる暴力の根絶、⑩生涯を通じた女性の健康支援、⑪男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実、⑫科学技術・学術分野における男女共同参画、⑬メディアにおける男女共同参画の推進、⑭地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進、⑮国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献の、15分野の具体的施策が示されました。

2015年には、女性の希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するために「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が制定されました。

### 3. 県の動向

和歌山県では、1977年に青少年局育成課に女性行政担当窓口を配置し、同年には庁内関係課室で構成する婦人問題連絡協議会が設置されました。

1978年には、有識者らによる婦人問題企画推進会議を設置し、婦人関係施策の調査・収録と「婦人問題を考える集い」を開催し、女性問題の解決を図りました。

1982年には、「和歌山県婦人施策の指標」、1988年には「21世紀をめざすわかやま女性プラン」を策定し、1995年に同プランの改定を行うなど、推進体制の整備と効果的な施策展開のための計画策定作業を行ってきました。

1998年には、和歌山県男女共生社会推進センター（現・男女共同参画センター）を設置し、女性問題の解消と、男女共生社会づくりを目指す県民の活動と交流の場を創設しました。

2000年には、「和歌山県男女共生社会づくりプラン」を策定し、2001年には、機構改革により、環境生活部共生推進局に男女共生社会推進課を設置しました。

2002年には、「和歌山県男女共同参画推進条例」を施行し、この条例に基づき和歌山県男女共同参画審議会を設置、2003年には「和歌山県男女共同参画基本計画」を策定しました。

また2013年には性暴力救援センター「わかやまMine」を開設し、性暴力の根絶と被害者支援にも力を注いでいます。

2017年には「和歌山県男女共同参画基本計画（第4次）」を策定し、この計画をもとに県内の男女共同参画の更なる推進が期待されています。



### 第3章 高野町の男女共同参画の現状と課題

本計画の策定にあたり平成30年度に実施した「高野町男女共同参画に関する意識調査」の結果から、男女共同参画に関する高野町の現状・課題として以下のようなものがあげられます。

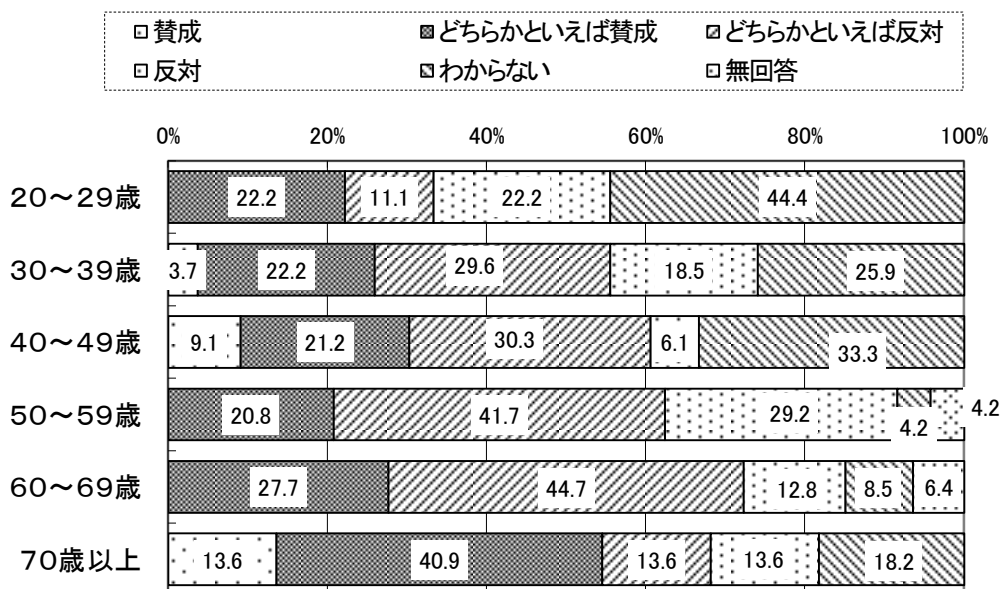
#### 1. 固定的役割分担意識について

町民意識調査の結果をみると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方については、「賛成」「どちらかといえば賛成」を加えた肯定層は、女性が33.7%、男性が27.1%で女性が6.6ポイントリードしており、「反対」「どちらかといえば反対」を加えた否定層は女性が43.4%、男性が52.9%で、男性が女性を9.5ポイントリードしています。

また年代別でみると、70歳以上では、肯定的意見が過半数を占めていることが判明しました。性別役割分業の肯定層にその理由についてたずねたところ、最も多かったのが「妻が家庭を守った方が子どもの成長に良い」という理由を支持していることがわかりました。性別役割分業の否定層が回答した理由では、「固定的な夫と妻の役割分担意識を押し付けるべきではない」(26.8%)が最も多くなっています。

◎集計については、基本的に、全体n=168、女性n=92、男性n=70となっています。

#### ■ 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方についてどう思いますか (年代別)

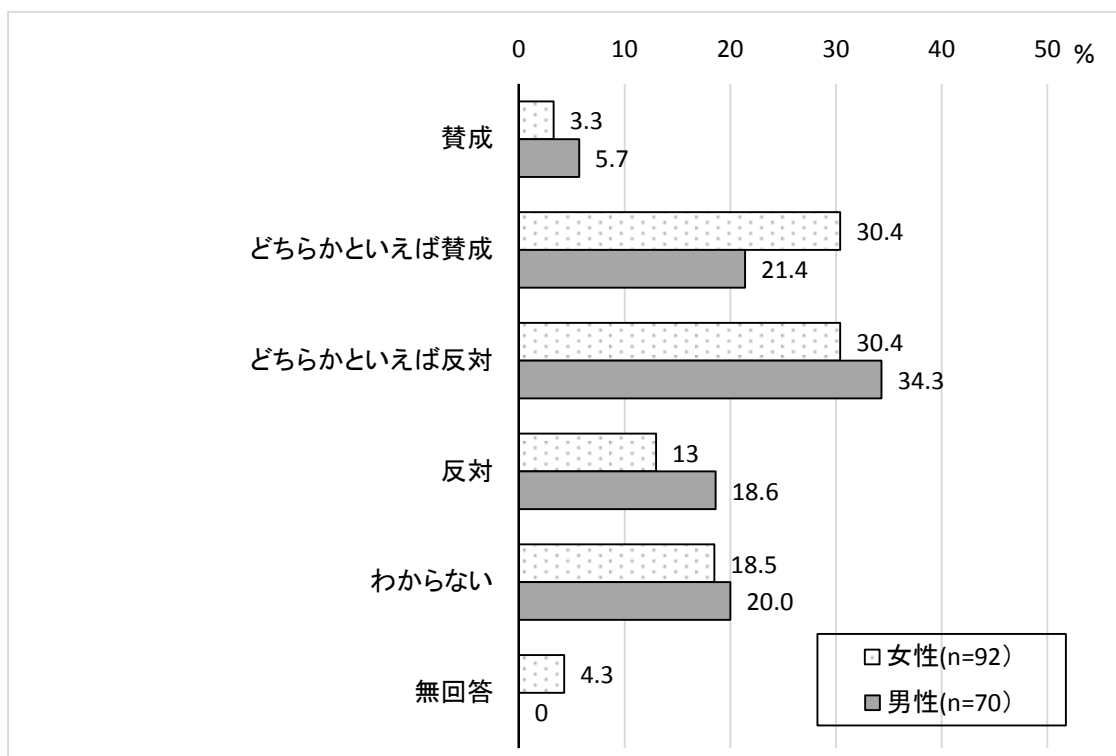


(単数回答)

固定的な役割分担意識については、約半数近くが否定層となっており、性別役割分業を良しとしない風土があると考えられます。その理由についても回答にばらつきがみられ、基本的な考え方として女性、男性が共に協力するという意識が潜在していると想定されます。一方、性別分業肯定層では、特に年齢の高い女性に肯定感が強く、妻が家庭を守るという意識が残っていることが見てとれます。

全体としてみると、男性、女性共に固定的な役割分担について否定的であり、男女共同参画意識は潜在的に高いと考えられますが、性別役割分担を肯定的に評価する人も存在するという現状が見てとれます。

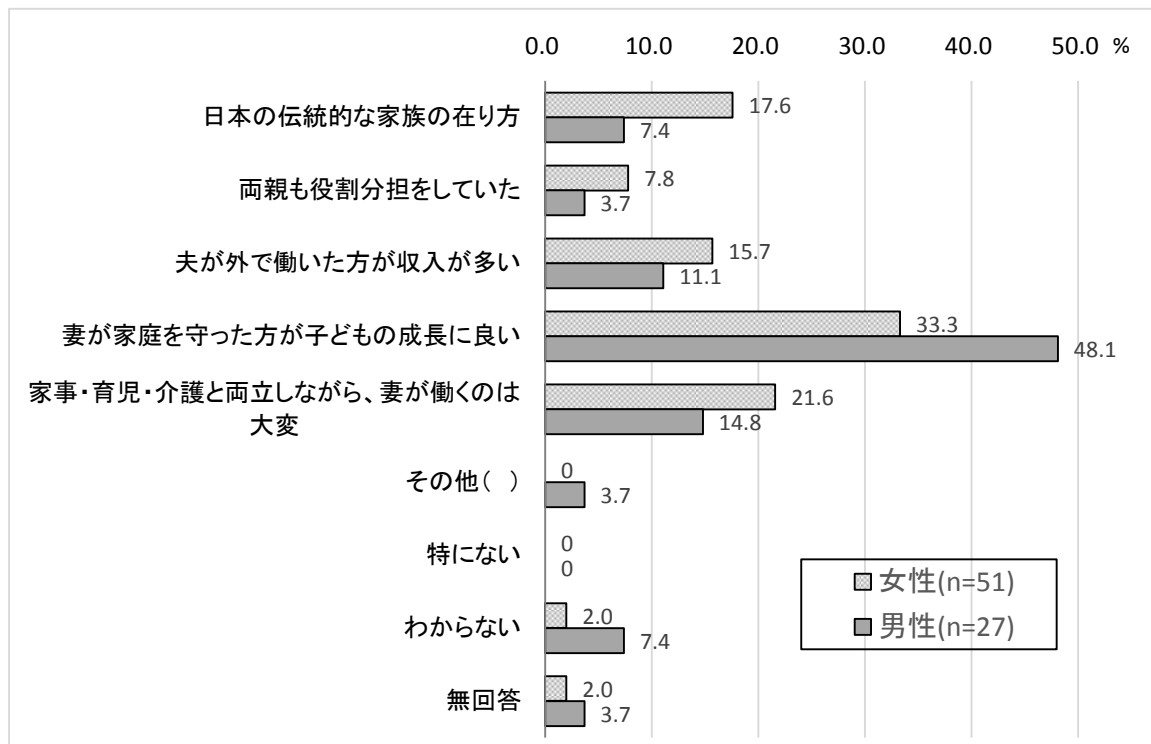
(性別)



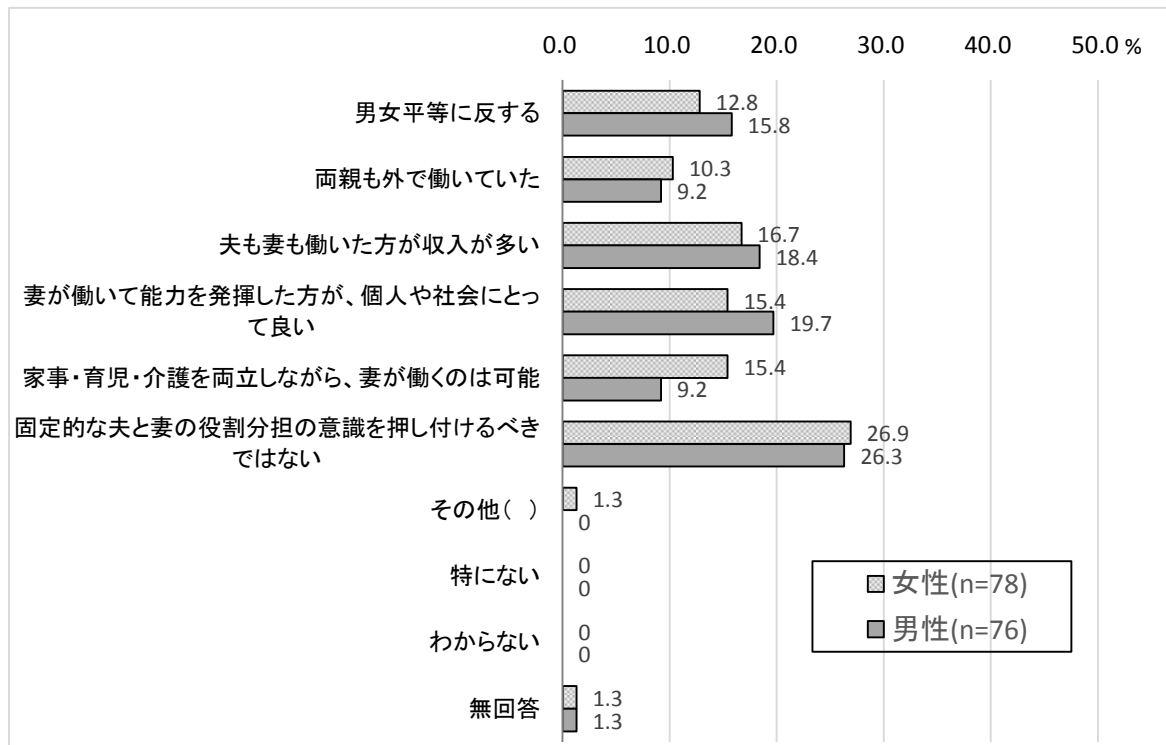
(単数回答)



■ 「賛成」「どちらかといえば賛成」の回答理由  
(性別)



■ 「反対」「どちらかといえば反対」の回答理由  
(性別)

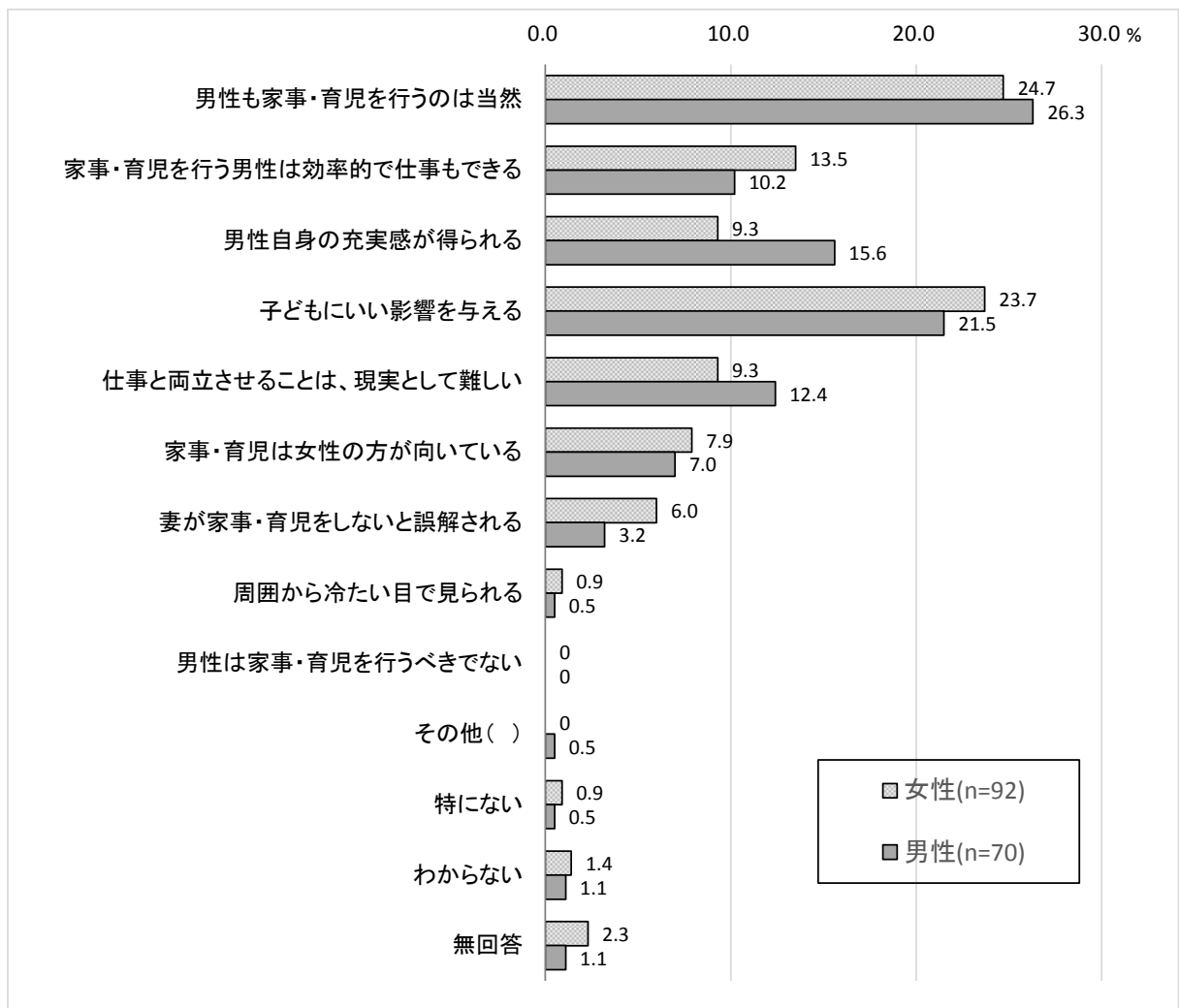


性別役割分担意識のもとに、家事・育児は女性が行うものだという通念がある中、男性が家事・育児を行うことに対して抵抗があるという傾向について調べました。

男性が家事・育児を行うことについてのイメージは、「男性も家事・育児を行うのは当然」(女性：24.7%、男性：26.3%)が最も多く、次いで「子どもにいい影響を与える」(女性：23.7%、男性：21.5%)となっています。

「男性も家事・育児を行うのは当然」「男性自身の充実感が得られる」という回答は、女性より男性の方が多くなっており、肯定的な回答は男性の方が多いことがわかりました。「妻が家事・育児をしないと誤解される」という回答は男性より女性が3ポイントリードしており、社会的に固定的役割分担意識が根強く残っているような感覚が一部の女性たちに存在することが示唆されます。

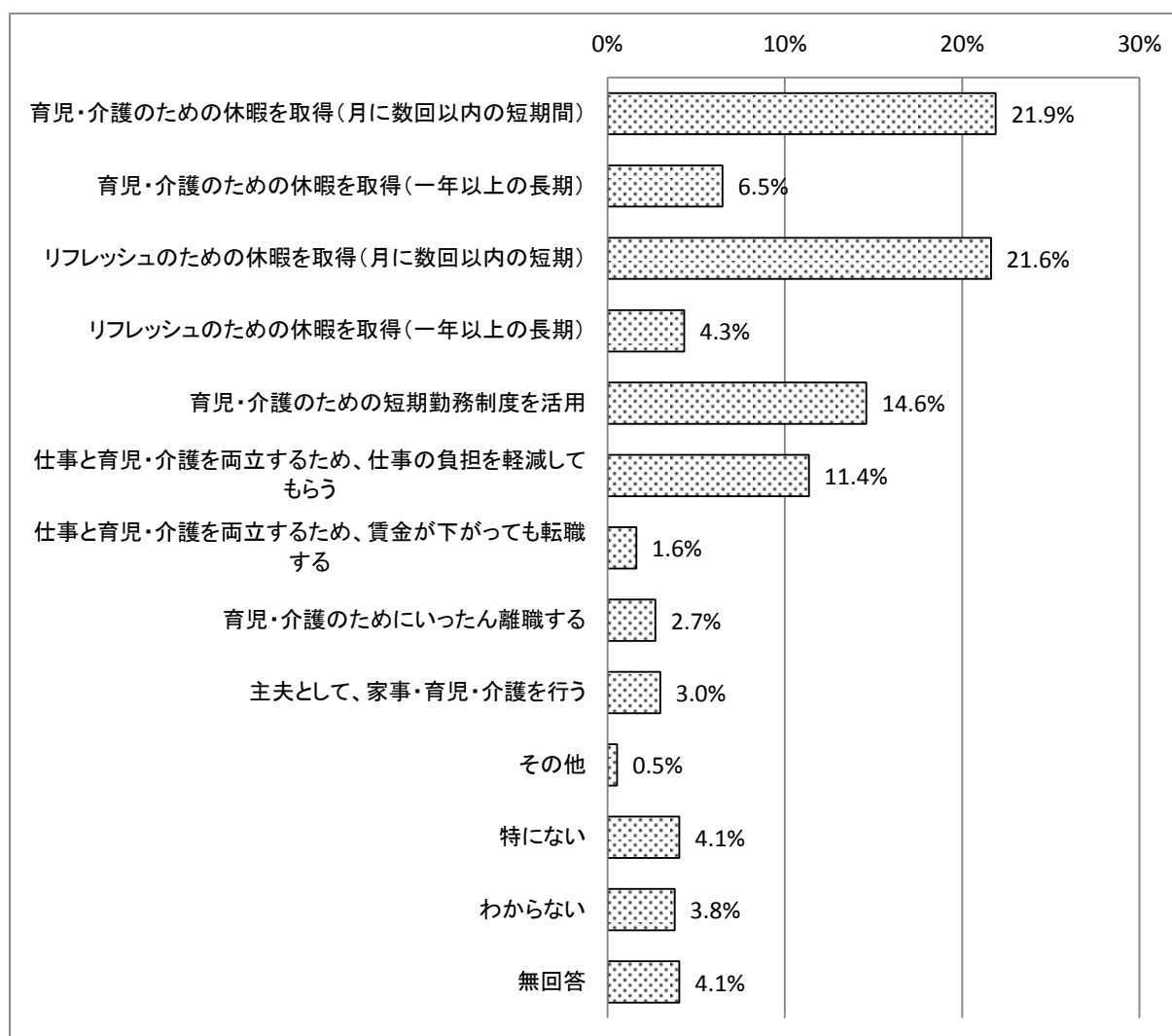
### ■ 男性が家事・育児を行うことについてのイメージ



また、男性が仕事以外の生活を重視した働き方を選択することについて、受け入れられるものとしては、「育児・介護のための休暇を取得（月に数回以内の短期間）」が21.9%、「リフレッシュのための休暇を取得（月の数回以内の短期）」（21.6%）の回答が多い傾向にありました。

短期間の休暇であれば受け入れやすいが、長期休暇については消極的であることがわかりました。

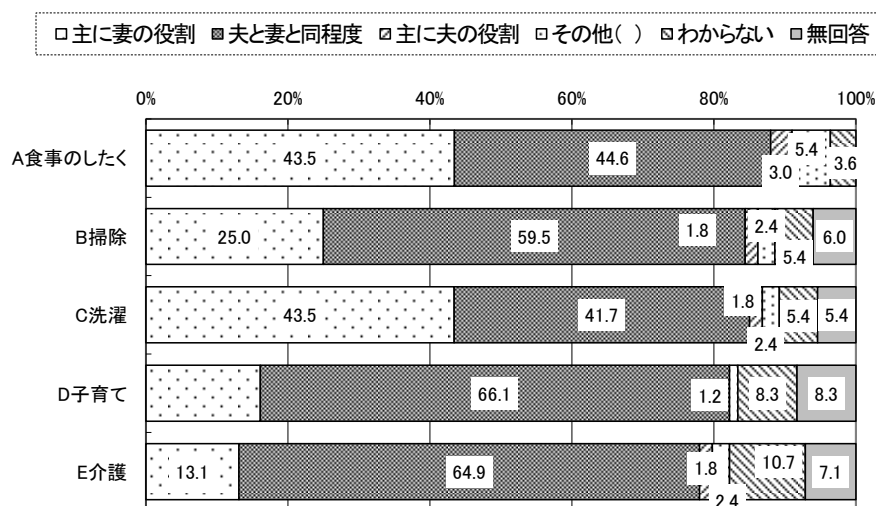
■ 男性が仕事以外の生活を重視した働き方を選択することについて、受け入れられるもの



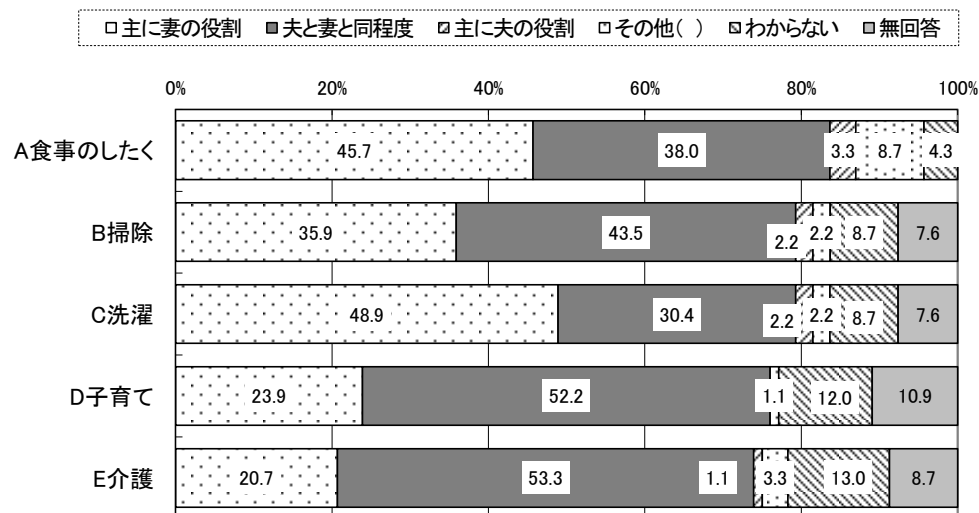
## 2. 家事分担について

「食事のしたく」「掃除」「洗濯」「子育て」「介護」の5項目の夫婦の役割分担について理想と現実について調査しました。

理想では「夫と妻と同程度」という回答が最も多いのは「子育て」(66.1%)、次いで「介護」(64.9%)、「掃除」(59.5%)、「食事のしたく」(44.6%)で、「洗濯」は「主に妻の役割」(43.5%)が最も多くなっています。年代別の意識調査では特に30歳代以下の世代が5項目全てにおいて「妻と同程度」の回答比率が高くなっています。



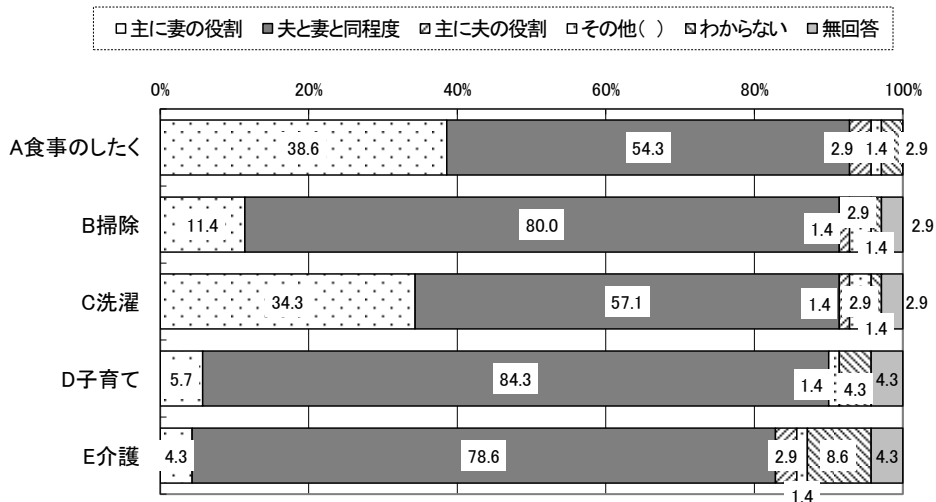
### ■ 夫婦の役割分担についての理想 (女性)



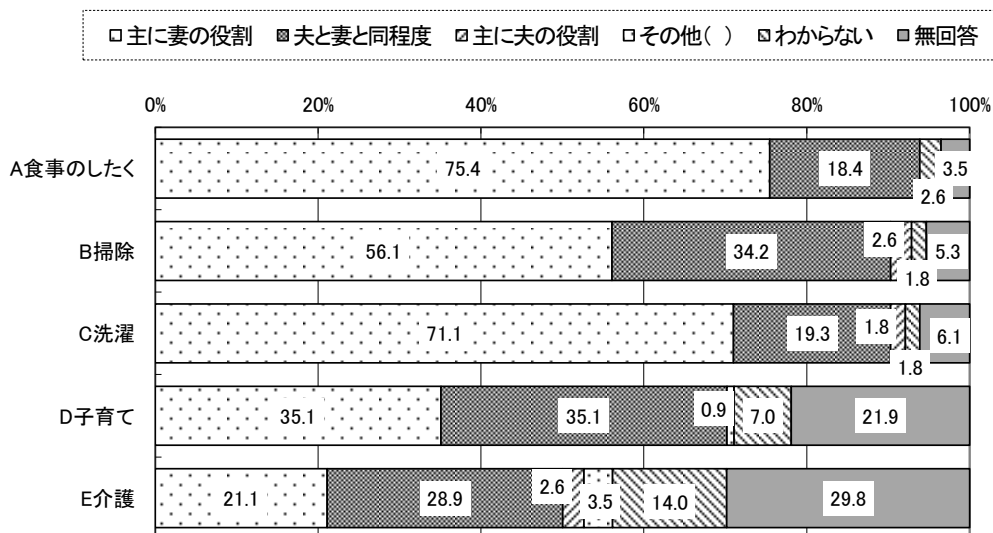
男女別でみると、男性は、積極的に家事に関わろうとする意識がみられ、特に「子育て」、「掃除」については、「夫と妻と同程度」という回答が80%以上を占め

ています。一方、女性は、理想としても「洗濯」、「食事のしたく」は主に妻の役割という回答が45%を超えており、家事労働は妻のテリトリーと考えている人が少なからずいることがわかりました。

(男性)

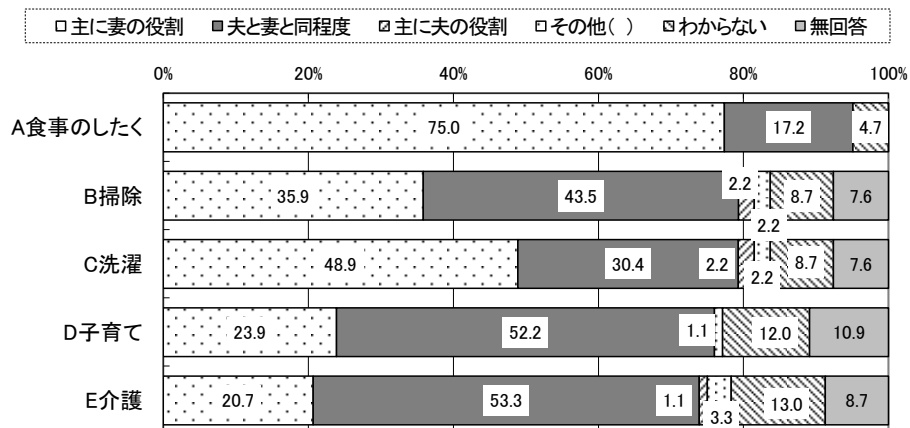


現実では「食事のしたく」「洗濯」については、「主に妻の役割」が70%以上を占め、「掃除」は56.1%となっています。年代別の意識調査の結果、30歳代の若い世代でも「食事のしたく」は妻の役割が62.5%となっており、家事分担については、理想では、若い世代や男性は、「夫と妻と同程度」の分担を意識していますが、現実とは大きなギャップが生まれていることがわかります。特に家事の中で妻の役割の比重が高いのは、「食事のしたく」「洗濯」「掃除」であり、これらの家事について夫はもっと主体的に取り組んでいく必要があることがうかがえます。

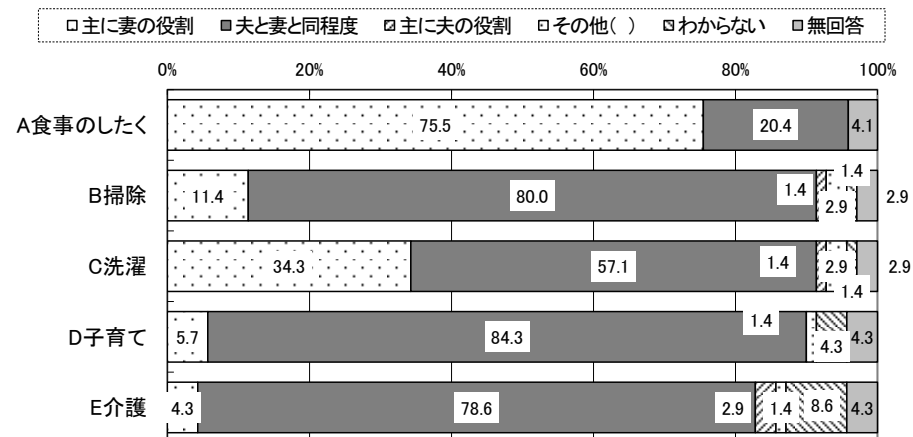


## ■ 夫婦の役割分担についての現実

(女性)



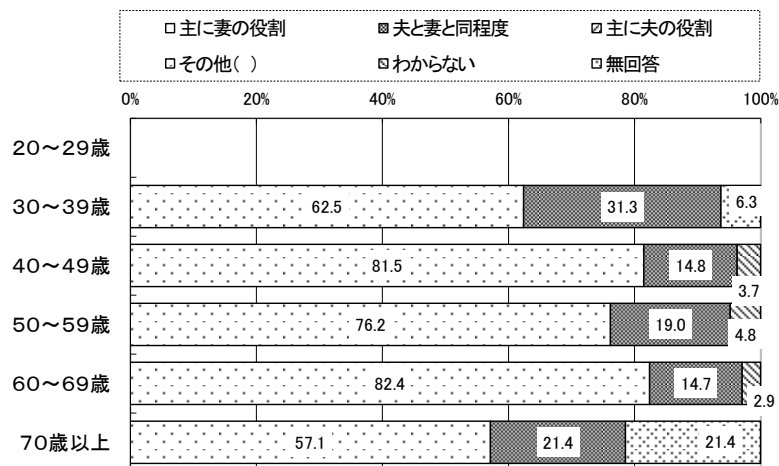
(男性)



現実の家事分担で、「主に妻の役割」となっている比率の最も高いのが「食事のしたく」となっている。年代別に見てみると、「60～69歳」が82.4%、「40～49歳」が81.5%と8割を超えています。

## ■ 食事のしたくの現実

(年代別)

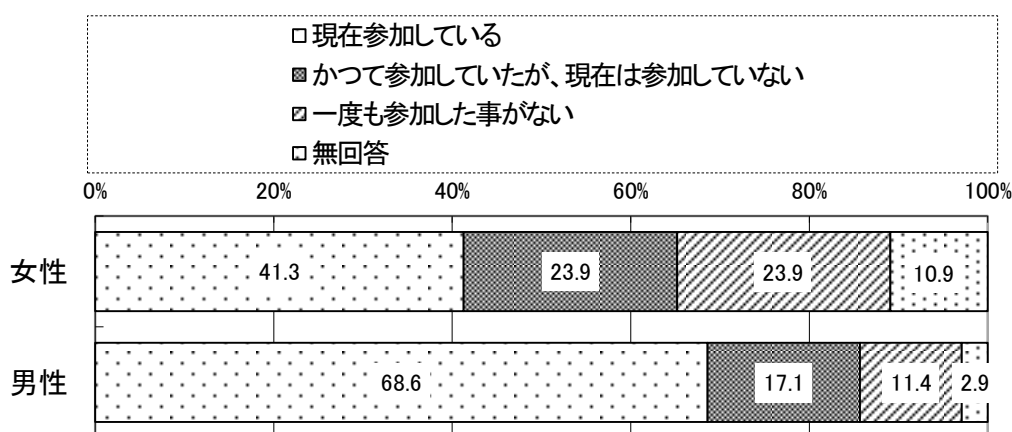




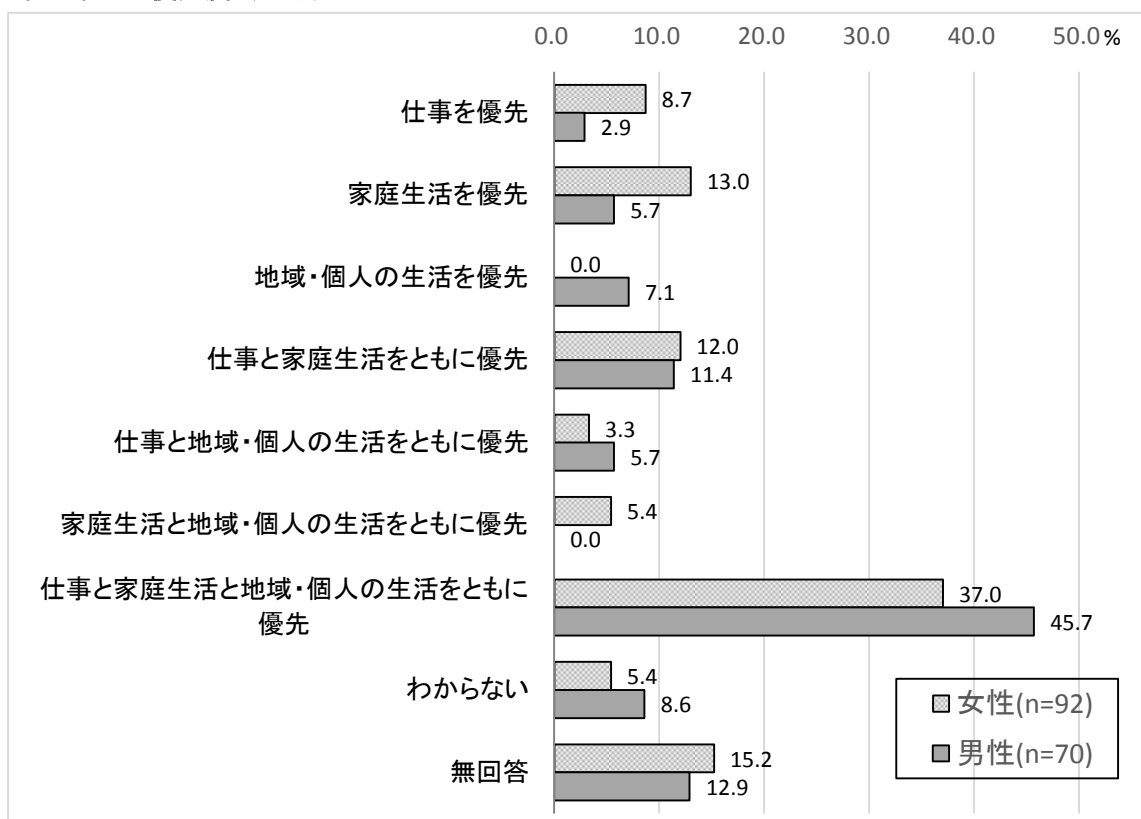
### 3. ワーク・ライフ・バランスについて

仕事以外に参加している地域活動についてたずねたところ、全体では50%以上の人が現在何らかの地域活動に参加しており、男性は68.6%となっています。その内容は、「大字・自治会の活動」、「女性の会や地域女性団体」、「教養・趣味のサークル」など多岐に渡る回答が得られました。

#### ■ あなたは仕事以外に、地域で何か活動に参加したことがありますか



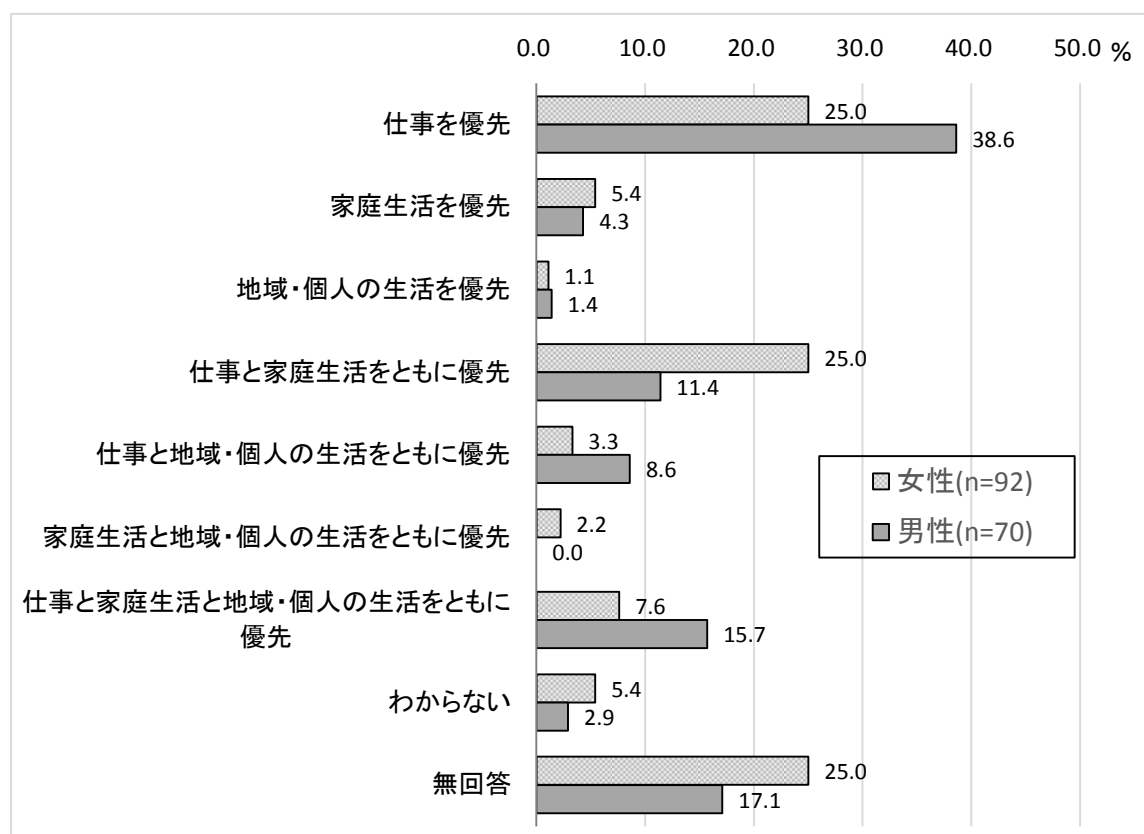
#### ■ 生活の中での優先度（理想）



生活の中での優先度は、理想では「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したいという回答（女性：37.0%、男性45.7%）が最も多くなっていますが、現実では「仕事」を優先（女性：25.0%、男性38.6%）が最多で、次いで「仕事と家庭生活」をともに優先（女性：25.0%、男性：11.4%）となっており、理想では4割を占めている「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先しているのは、女性：7.6%、男性：15.7%という結果となっています。

現実では、「仕事を優先」は男性が女性より13ポイントリードしており「仕事と家庭生活をともに優先」は女性と男性で14ポイントの開きがあります。現実には、男性は仕事優先の生活で、女性には家庭生活の負荷がかかっていることが推察されます。ワーク・ライフ・バランスを推奨する生活が理想でも「地域・個人の生活」はなかなか確保できない状況にあることが明らかになりました。

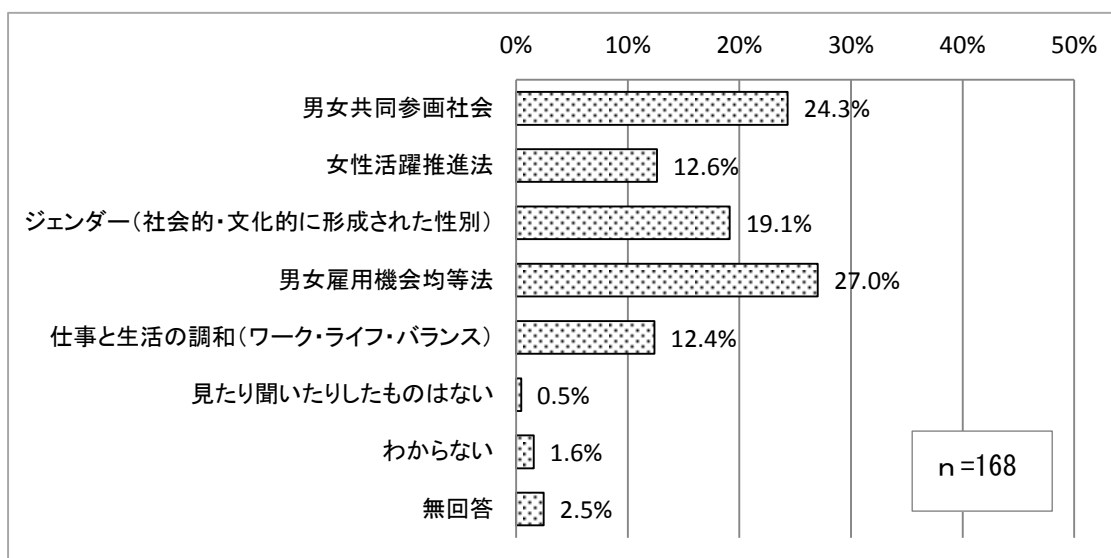
### ■生活の中での優先度（現実）



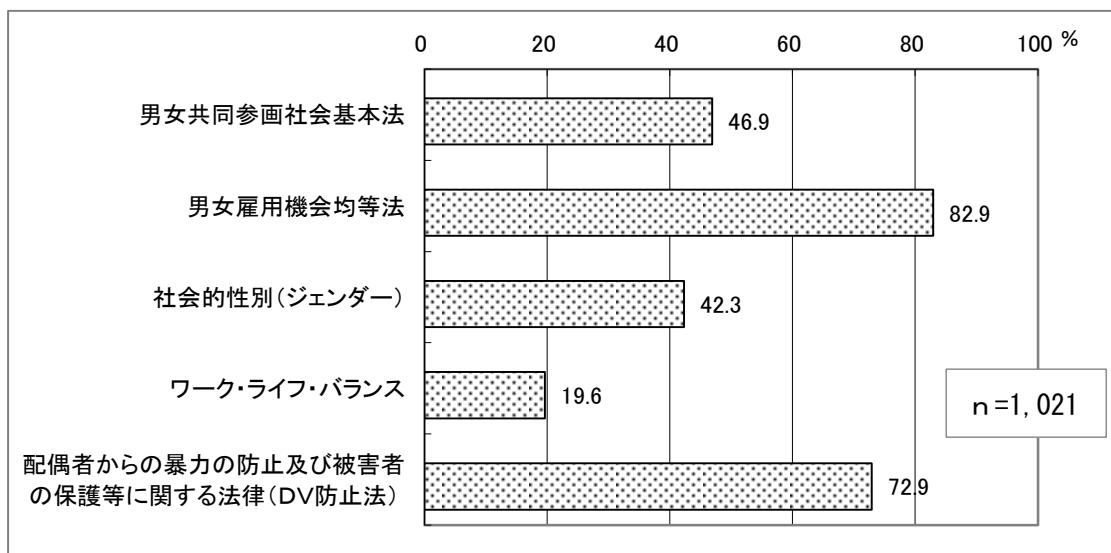
#### 4. 用語の認知度について

男女共同参画社会づくりのキーワードとなる用語の認知度については、「男女雇用機会均等法」が最も多く 27.0%、ついで「男女共同参画社会」(24.3%)、「ジェンダー(社会的・文化的に形成された性別)」(19.1%) となっていますが、いずれも3割に満たない結果となっています。和歌山県の意識調査結果と比較しても、浸透度の低さは否めず、啓発が望まれます。年代別の調査では「ジェンダー」は年代が上がるほど認知度が低くなる傾向がみられました。

##### ■ あなたが見たり聞いたりしたことのあるもの



##### ■ 男女共同参画の言葉についての認知度 (和歌山県)

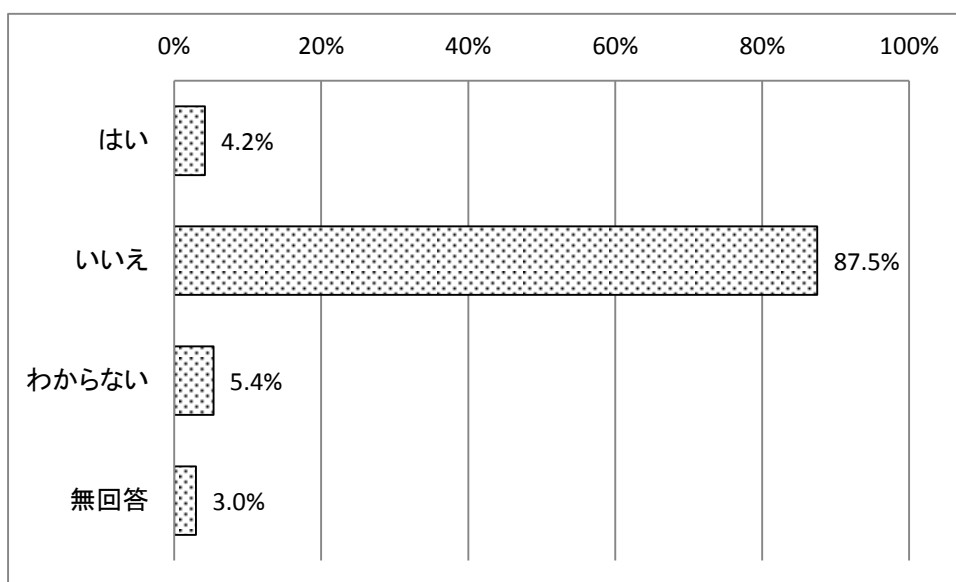


出典：平成 27 年度「和歌山県男女共同参画に関する県民意識調査報告書」より加工

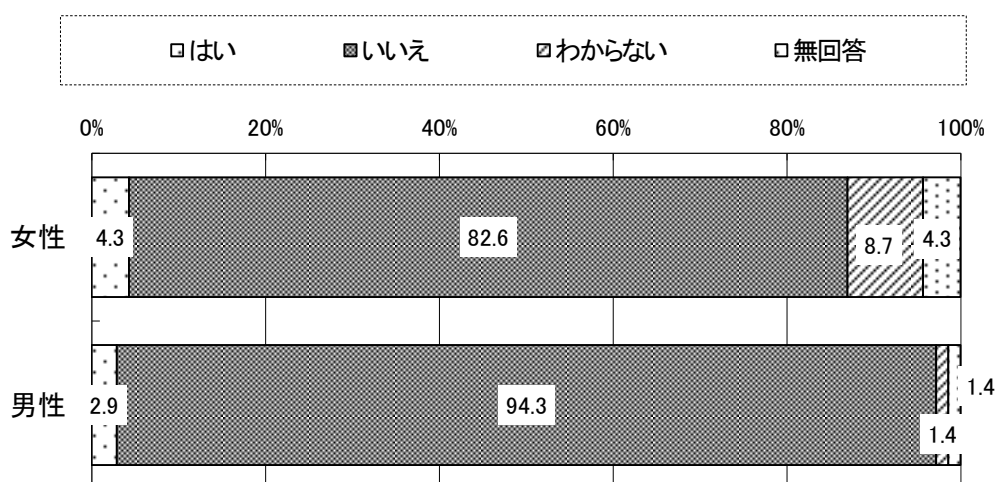
## 5. ドメスティック・バイオレンス、セクシャル・ハラスメントについて

ドメスティック・バイオレンスの被害経験については、「受けたことがある」という回答は4.2%でした。性別で見ると、女性が4.3%、男性が2.9%となっており、「わからない」という回答が女性は8.7%、男性が1.4%ありました。

### ■ ドメスティック・バイオレンス（DV）を受けたことがあるか

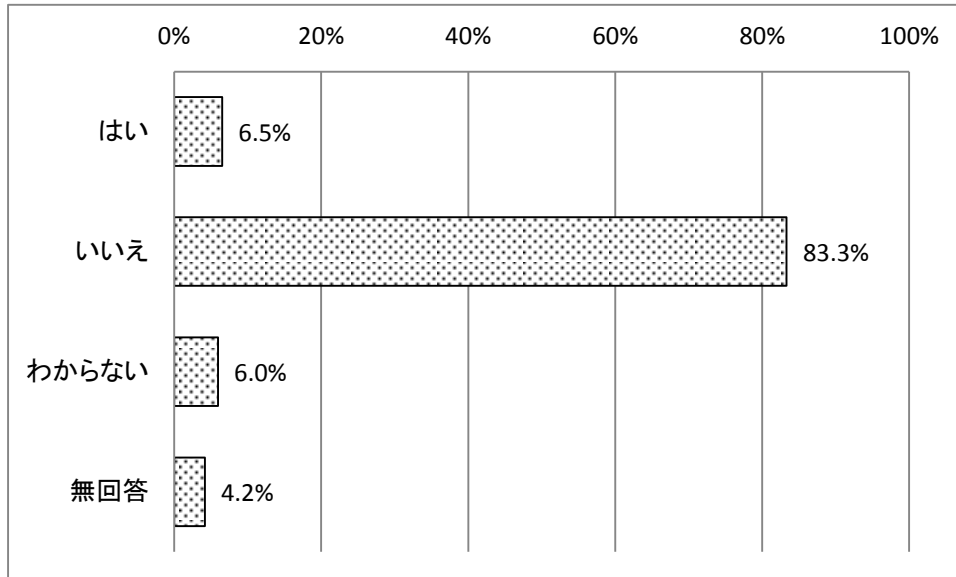


(性別)

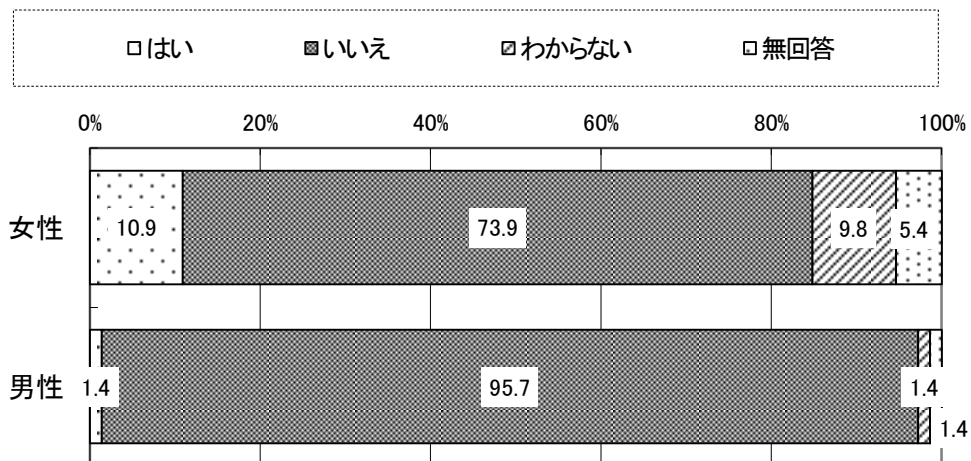


セクシャル・ハラスメントの被害経験については、「受けたことがある」という回答は6.5%となっています。性別で見ると、女性は10.9%が「受けたことがある」と回答しており、男性は1.4%でした。「わからない」という回答は、女性が9.8%、男性が1.4%となっており、差異が見受けられます。

■ セクシャル・ハラスメントを受けたことがあるか



(性別)



## 6. 男女共同参画に対する考え方について

### (1) 男女平等意識について

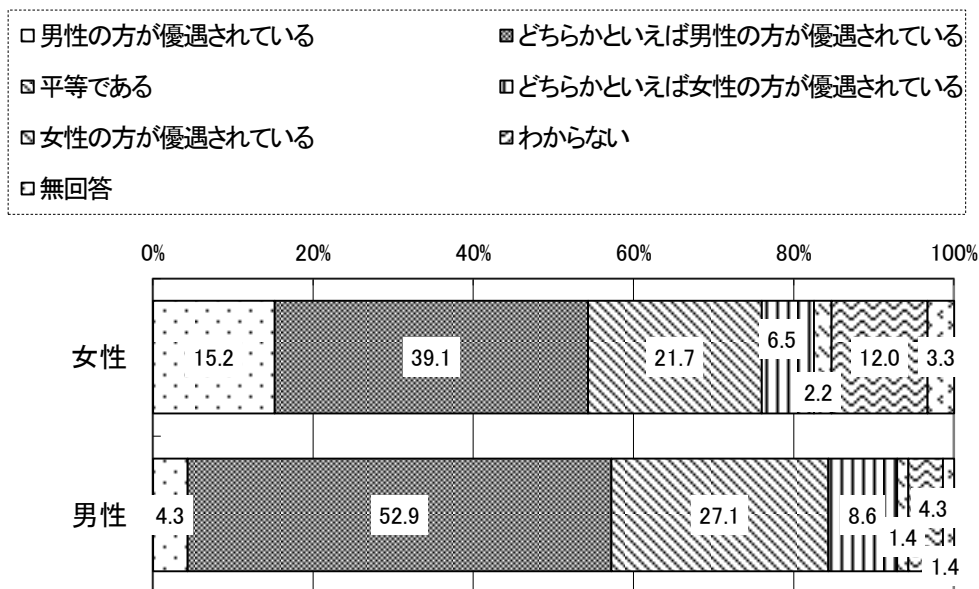
町民意識調査によると家庭生活の場では、「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を加えた男性優遇感については、女性は54.3%、男性では57.2%となっており、男性の方が優遇感が高いことがわかります。また、「平等である」という回答も女性は21.7%、男性が27.1%となっており、男性より女性の方が男性優遇感を強く持っていると考えられます。

職場では男性優遇感については、女性が56.5%、男性が52.9%となっており、女性の方が男性を上回っています。「平等である」という回答も女性は17.4%、男性は38.6%となっており、女性と男性の意識には20ポイントの開きがみられました。男性が平等だと感じているほど、女性は平等だとは感じておらず、職場における男性優遇感が顕著となっています。

4項目の中で最も平等感が高かったのは学校教育の場で、男性優遇感、女性が23.9%、男性が21.4%で女性がややリード、女性優遇感、女性が2.2%、男性が5.7%となっており、男性がややリードしています。

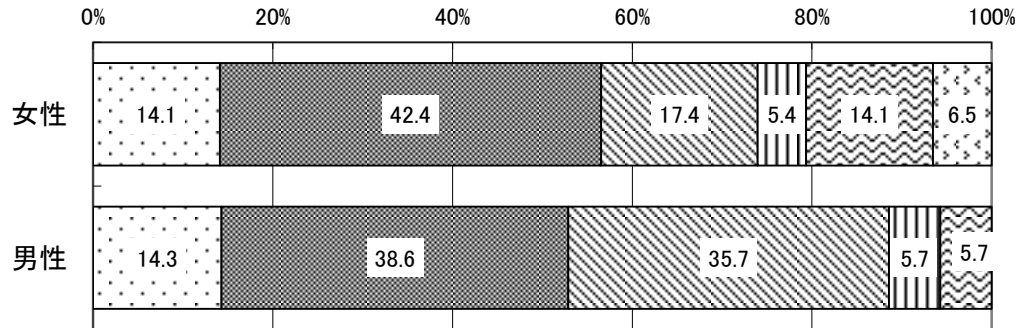
地域活動の場では男性優遇感を見ると、女性が41.3%、男性が30%となっており、女性が10ポイント以上リードしていることがわかります。また「平等である」という回答は、女性が29.3%、男性が54.3%となっており、女性と男性では大きな意識の違いが見てとれました。

#### ■ 家庭生活での男女の地位について



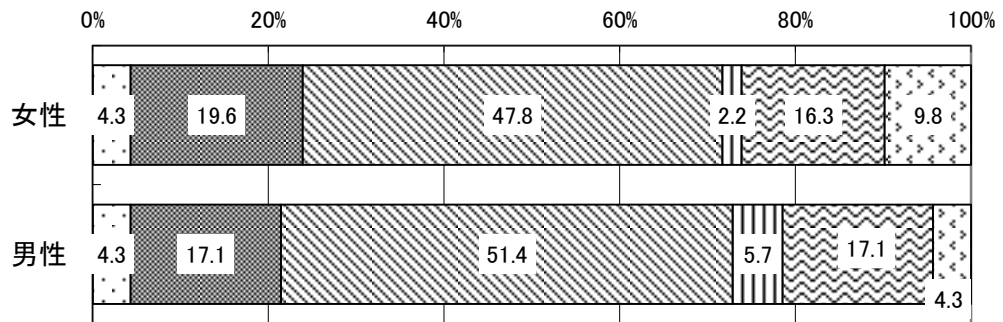
■ 職場での男女の地位について

- 男性の方が優遇されている
- 平等である
- 女性の方が優遇されている
- 無回答
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- わからない

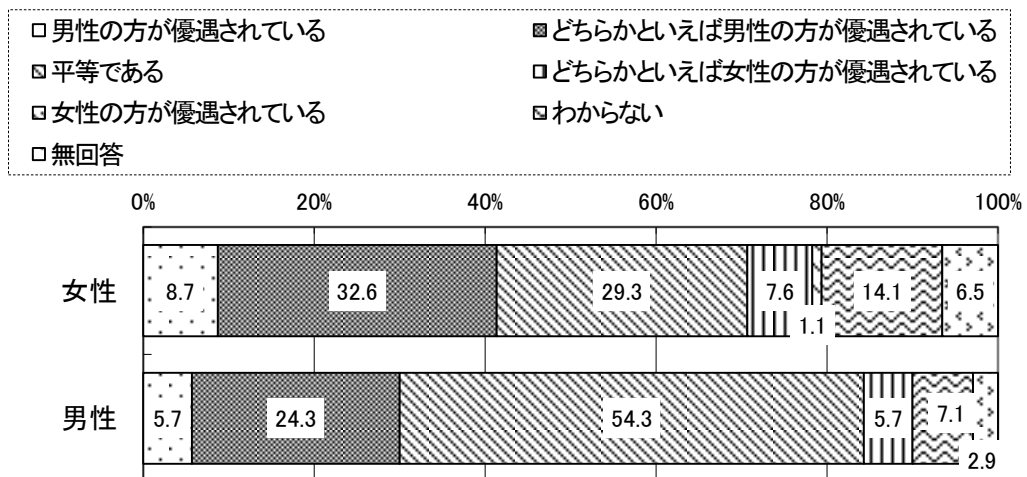


■ 学校教育の場での男女の地位について

- 男性の方が優遇されている
- 平等である
- 女性の方が優遇されている
- 無回答
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- わからない



■ 地域活動の場での男女の地位について



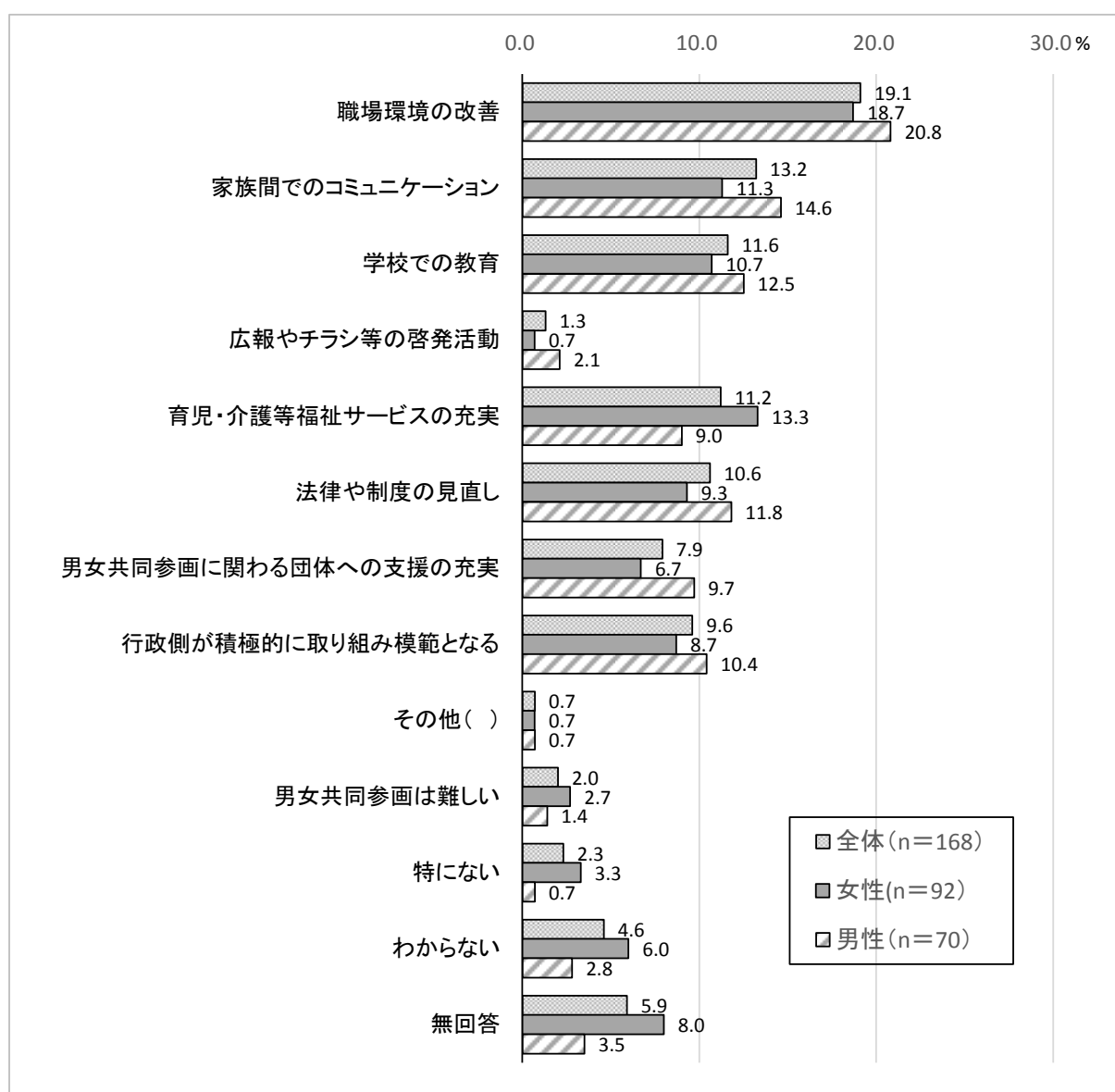


## (2) 男女共同参画社会の実現のために必要なこと

男女共同参画社会を実現するために必要なこととして最も多かったのは「職場環境の改善」19.1%、次いで「家族間のコミュニケーション」13.2%、「学校での教育を深める」11.6%、「育児、介護等福祉サービスの充実」11.2%、「法律や制度の見直し」10.6%の順になっています。

女性、男性共に「職場環境の改善」が最も多く、女性は、「育児・介護等福祉サービスの充実」、「家族間でのコミュニケーション」の順で、男性は「家族間でのコミュニケーション」、「学校での教育」の順となっています。

### ■ 男女共同参画実現のために、今後どのようなことが必要だと思いますか



## 7. 計画策定に向けての課題

### ・男女共同参画社会づくりの意識化

高野町は、唯一無二の伝統と地域風土を持っており、自営業者も多いことから家族が協力して家業を営む文化や近隣コミュニティで支え合う実態があります。実態としてはある意味進んでいるものの、それらを知識として理解することが重要で、意識化に向けての学習の機会が必要です。

### ・男女平等意識の向上とその啓発

男女平等意識については、学校教育の場では平等感が高くなっていますが、家庭生活、職場、地域活動の場においては男性優遇という回答が多く、女性の方が不平等感を男性より強く感じています。職場、家庭においても学校教育の場と同様の平等感が得られるよう啓発活動をより進めていくことが必要です。

### ・町における男女共同参画の推進

あらゆる分野で男女共同参画を推進するためには、まず町から取り組みを始め、女性の登用、職域拡大、仕事と家庭の両立支援などのモデルを町民や事業者に示していく必要があります。

### ・仕事、家庭生活、地域・個人の生活を両立できる環境づくり

仕事を継続したいと思う男女が、共に仕事、家庭、地域・個人の生活を両立できるようにしていくためには、事業者への啓発、事業者による両立支援への取り組み、男性の家事・育児・介護などへの参画、子育て支援や介護支援の充実など環境整備を図ることが必要です。

### ・子育て・介護支援の拡充

安心して就労継続ができるよう子育て・介護支援の充実が求められています。そのため子育て拠点整備や子育てサービス、学童保育、介護サービスの充実や地域による支援の充実を図ることが必要です。

### ・あらゆる暴力の根絶

男女間の様々な暴力は犯罪であり、人権侵害であり、絶対に許すことはできません。暴力を根絶するために、その予防が最も大切です。一人ひとりが暴力に対する意識を高める必要があります。また、被害者の相談や保護等についてもしくみづくりが必要です。

## 第4章 計画の方向性

### 1. 本計画の基本理念

本計画は、性別にこだわることなくお互いを認め合い個性と能力を十分発揮できる心豊かな男女共同参画社会を実現するために必要な取組みを定めるものであり、本計画の基本理念を以下のとおり定めます。

#### 基本理念

一人ひとりが輝き 共にささえ合う 笑顔のまち 高野町

### 2. 基本目標

#### 基本目標Ⅰ

#### 男女が共に生きる意識づくり

あらゆる場面において、すべての人が対等な立場で参画できるよう、人権を尊重し、男女共同参画社会実現に向けた意識改革を目指します。

#### 基本目標Ⅱ

#### 安心して笑顔になれる暮らしづくり

ワーク・ライフ・バランスの実現、家庭における男女平等の推進など心身共に健康で明るく活力あふれる暮らしづくりを目指します。

#### 基本目標Ⅲ

#### 共にささえ合う社会づくり

意思決定の場への女性の参画を進め、働く場における男女共同参画の推進と地域社会における男女共同参画の推進を目指します。

### 3. 計画の体系

基本理念：一人ひとりが輝き 共にささえ合う 笑顔のまち 高野町

基本目標	基本方針	施策の方向
I 男女が共に生きる意識づくり	人権尊重意識の醸成	あらゆる暴力の防止
		個人の多様性に対する理解の推進
		ハラスメント防止に向けた意識啓発
	男女共同参画についての意識啓発	広報やホームページを活用した啓発
		男女共同参画に関する情報の収集・提供
		男女共同参画に関する職員研修の実施
	男女共同参画を推進するための教育・学習機会の充実	男女共同参画の視点に立った保育・幼児教育の推進
		学校教育における男女共同参画の推進
		社会教育における男女共同参画の推進
II 安心して笑顔になれる暮らしづくり	家庭における男女共同参画の推進	家庭における固定的な役割分担意識の改善
		家事・育児・介護等における相互協力の推進
	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	仕事と生活の調和の推進のための啓発
		子育て・介護支援の拡充
	生涯を通じた心身の健康づくり	心と身体の健康づくり
		あらゆるライフステージに応じた健康支援
III 共にささえ合う社会づくり	働く場における男女共同参画の推進	就業における女性活躍の推進
		自営業や農林業等への男女共同参画の推進
	地域社会における男女共同参画の推進	地域コミュニティ活動による男女共同参画の推進
		防災・災害対策分野における男女共同参画の推進
	意思決定の過程における男女共同参画の推進	各種審議会等への女性委員登用の推進
		女性管理職の登用の推進

## 第5章 計画の内容

### 基本目標Ⅰ 男女が共に生きる意識づくり

男女共同参画社会とは、男女が性別にとらわれることなくお互いに認め合い、個性と能力を充分発揮することができる心豊かで活力ある社会です。その目指すべき社会において、人権の尊重や男女平等は、必要不可欠な要素であり、私たちの社会の基盤となるものであるといえます。

男性優位の意識や固定的な性別役割分担意識は、女性に対する暴力や人権の侵害を生み出す土壌となっていることがしばしば指摘されており、男女共同参画意識を啓発し、現状を変えていくことが必要です。そのため、学校教育や社会教育を通じて行われる人権教育や、人権啓発の活動、男女の平等に関する啓発などを今後も充実させていくことが重要です。

#### (1) 人権尊重意識の醸成

一人ひとりの人権が尊ばれ、誰もが平等に参加することができる社会を目指し、その人がその人らしく生きる権利を尊重することはとても大切です。住民一人ひとりが自分らしく、安心して生きるために、個性を尊重し、お互いが理解し合う土壌づくりが必要です。

住民だけでなく、高野町を訪れる全ての人々への人権的配慮も不可欠です。

##### ①あらゆる暴力の防止

暴力が犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であることについての理解を深めます。高野町には深刻なDV被害の報告はありませんが、今後もその状態を維持するための啓発をさらに強めていきます。

DV被害者が、DVであることを認識し、また、周囲も「暴力」にはいろいろな種類があることを理解し、早期に気付くことができるよう意識啓発に取り組むと同時に関係機関との連携を強化し、相談支援体制の整備に努めます。

##### ②個人の多様性に対する理解の推進

性的マイノリティの人権の尊重を図るため、偏見なく、理解を広めるための啓発の取り組みを進めます。また、外国からの移住者・観光客等への配慮をはじめとして、多文化共生社会における男女共同参画の推進に向けた国際交流・協力を努めます。

##### ③ハラスメント防止に向けた意識啓発

ハラスメントは人権侵害につながるという意識を浸透させ、あらゆるハラスメン

トを防止するよう意識啓発に努めます。関連法令等の周知と順守のための啓発をはじめ、企業団体等におけるセクシャル・ハラスメント防止の啓発活動を行います。

## (2) 男女共同参画についての意識啓発

高野町においては、実態としては男女が協力し地域を支えている地域文化があるものの、男女共同参画に関する用語の認知度が低く、「男女共同参画」という基本的な考え方が認知され、知識として理解されるまでに至っていない現状が見受けられます。

男女共同参画社会を実現するためには、男女が互いに協力し、より理解を深めることが重要です。そのために様々な機会をとおして男女共同参画意識を高める啓発、広報活動を積極的に行います。

### ① 広報やホームページを活用した啓発

さまざまな機会を通じて、男女共同参画の視点を定着させるため、広報・啓発活動に取り組み、意識の高揚を図ります。

### ② 男女共同参画に関する情報の収集・提供

男女共同参画に関する情報は多方面に渡り、さまざまな分野からの情報を収集し、生活に密着した情報としてわかりやすく町民に提供していきます。

### ③ 男女共同参画に関する職員研修の実施

男女共同参画社会への取組みを進めるためには、役場職員の横断的な関わりが必要です。縦割り組織を超え、横断的に男女共同参画社会づくりに取組む意識啓発のための職員研修を実施し、意識を高め、啓発に取り組める人材を育成します。



### (3) 男女共同参画を推進するための教育・学習機会の充実

男女共同参画を進めていくためには、あらゆる機会を通じて情報や学習機会を提供し、生涯にわたり主体的で多様な生き方を選択できる能力を育成することが重要です。

また、教育の充実が男女共同参画を推進していく上で大きな影響を与え、特に幼児期における男女共同参画の視点に立った教育は、人権を尊重する心を育むことができます。

家庭、学校、地域等において、男女共同参画意識の浸透を促すため、学習機会の充実を図ります。

#### ①男女共同参画の視点に立った保育・幼児教育の推進

子ども園児に対し、「男の子だから、女の子だから」という固定観念にとらわれることなく、一人ひとりの個性を尊重する保育、教育に取り組めます。

また、子ども園との連携のもと、保護者への男女共同参画関連資料の配布や、講座・講演会等の開催に関する情報提供に努めます。

#### ②学校教育における男女共同参画の推進

各小・中学校の児童・生徒に対し、男女共同参画意識を醸成するため、男女共同参画の視点に立った授業の取組みに努めます。

児童生徒一人ひとりの勤労観・職業観を育てるため、男女共同参画の視点に立ったキャリア教育を推進するとともに、男女の性別にとらわれずに進路決定や職業選択、生活設計ができるよう個性や能力に合わせた進路指導等を推進します。

#### ③社会教育における男女共同参画の推進

高野町の伝統・文化を大切にしつつ、一人ひとりが自己決定、自己実現できるような男女共同参画社会を目指した社会教育に取り組んでいきます。

関係各課と連携のもと、男女共同参画に関する講座や講演会を実施し、広く住民に学習機会を提供することで、意識高揚を図ります。

## 基本目標Ⅱ 安心して笑顔になれる暮らしづくり

社会環境の変化や人々の価値観が多様化する中で、女性の就業や地域活動への積極的な参加が求められ、男女共に自分らしい生き方が大切にされるようになってきました。

仕事は暮らしを支えるとともに、生きがいや喜びをもたらすものです。男女が共に、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進し、人生の各段階に応じた多様な働き方や生き方を、誰もが自由に選択でき、充実した人生を送ることができる社会づくりが望まれています。

社会経済生活、家庭生活、地域生活において、心身共に町民一人ひとりが生涯にわたり健康で笑顔で過ごせる地域づくりを推進します。

### （１）家庭における男女共同参画の推進

家庭内においても、家族の誰もが個人として尊重し合い、男女平等や男女共同参画の意識を高めることが必要です。信頼の絆に基づく、思いやりあふれる家庭づくりのため、男性の家事・育児・介護への参画の意識を醸成していくことが求められています。

#### ①家庭における固定的な役割分担意識の改善

「男は仕事、女は家庭」という固定的な役割分担意識にとらわれず、家族が共にお互いを尊重し合い、家庭運営に関わるさまざまな事柄について話し合い、理解し合っていくよう啓発に努めます。

#### ②家事・育児・介護等における相互協力の推進

単に家事を分担するのではなく、家事、育児等ケアワーク全般においてお互いがお互いを理解しながら、協力して家事シェアしていくことを啓発します。



## (2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現し、男女が共に働き続けられるようにするためには、多様な働き方に対応した子育てや介護の支援制度の充実が求められています。

意識調査で「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」について生活の中での優先度をたずねた結果、「理想」では、「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」を共に優先したいという比率が高くなっていますが、「現実」は「仕事」を優先しているという比率が高く、理想と現実には大きなギャップがありました。

男女共にワーク・ライフ・バランスの実現に向け、意識の啓発と自営業者や企業への理解を促進する啓発に取り組めます。

### ①仕事と生活の調和の推進のための啓発

仕事と生活の調和を推進するため研修会の実施や資料等による啓発に取り組めます。

女性の職業能力支援やワーク・ライフ・バランスの実現により、女性が職業生活において活躍できる環境づくりを目指します。

### ②子育て・介護支援の拡充

安心して子育てや仕事に取り組めるよう、子育てに関する負担の軽減や不安感の解消を図るため、子育て支援拠点の設置や子育て支援サービスの充実を図り、子どもが健やかに育つ環境づくりに努めます。

また、介護に関する相談や予防サービスの充実に取り組めます。



### (3) 生涯を通じた心身の健康づくり

男女がさまざまなライフステージを通じて健康で安心して豊かに暮らせる生活環境を整えることは、男女共同参画社会形成の基盤となるものです。さらに男女が互いの身体的性差を理解し、思いやりの心を持つことが重要です。

そのためには、心身の健康について正確な知識と情報を入手し、男女が共に生涯を通じて健康に過ごすことができるよう、健康の保持増進に取り組んでいく必要があります。男女共同参画社会の実現に向けて、男女それぞれの身体的性差に配慮し、生涯を通じた健康支援を目指します。

#### ①心と体の健康づくり

心の健康づくりや生活習慣病予防など、住民に対し、心身の健康づくりのための事業を推進します。また、乳がん、子宮頸がんをはじめとする女性特有の病気を早期に発見して、早期の治療につなげるため、がん検診推進事業の普及啓発に努めます。

H I V／エイズ、性感染症に関する正しい知識の普及啓発を行います。また、薬物乱用防止のための広報・啓発活動を行います。

#### ②あらゆるライフステージに応じた健康支援

ライフステージに応じた健康教育を推進します。

食育の充実や健康教育への取り組みなど、子どもの成長段階に応じた健康管理や保持増進を推進します。栄養バランスのとれた食事や旬の食材をとり入れた食生活を促し、食に対する感謝の心と食を通じた健康的な体づくりを推進します。

健康維持のため望ましい食習慣が定着するよう、バランスのとれた食生活を実践するための取り組みを推進します。



## 基本目標Ⅲ 共にささえ合う社会づくり

働くことは経済的な基盤形成をするために不可欠で、個人の自己実現を目指す上でも重要です。

さまざまな職業に従事する一人ひとりが、男女の差異なく能力を発揮し、自分らしく生きられる社会づくりを目指す必要があります。仕事と生活の調和がとれた暮らしを基に、働く場における男女共同参画の推進と地域社会における男女共同参画の推進に取り組んでいくことで、それぞれの場でそれぞれの人が共にささえ合う社会づくりを目指します。

### (1) 働く場における男女共同参画の推進

働く男女が理解し合い、ささえ合う労働環境が求められています。多様な働き方が可能となるよう、企業、団体等への労働条件の改善を働きかけ、また、勤め人と自営業の労働環境の違いについてもお互いが理解し合い、より良い地域社会づくりに取り組めるような就労環境を整えます。

#### ①就業における女性活躍の推進

働く男女が安心して、育児・介護を行うことができるように、関係機関と連携して、育児・介護休業制度の普及啓発に努めます。

多様な労働形態について理解を得られるよう、企業等に対して啓発活動を行うとともに家族、地域に対しても同様に並行した取り組みを進めます。

#### ②自営業や農林業等への男女共同参画の推進

高野町商工会や関係団体等との連携により、自営業や農林業等に従事する人の労働条件の改善に向けた啓発に努めます。

自営業や農林業等の担い手として能力を発揮できるよう、県や関係団体等と連携し、情報提供や学習機会の提供に努めます。

### (2) 地域社会における男女共同参画の推進

すでに地域で活動している人々が偏見に惑わされることなく、さらにいきいきと男女が共に自分らしさを発揮して活動できるように、地域社会における男女共同参画の考え方の周知を図ります。また、地域防災組織や地域コミュニティが防災に果たす役割が大きいことから、固定的な役割分担意識を見直し、積極的に女性の参画を促し、地域防災力向上に努めます。

#### ①地域コミュニティ活動による男女共同参画の推進

あらゆる市民活動において、いきいき輝くようなやりがいと達成感を得られるよう男女共同参画の視点を含めた啓発に努めます。

また、観光客へのホスピタリティ豊かな対応等、国際的な視点を持った活動へと発展できるような活動支援を行っていきます。

#### ②防災・災害対策分野における男女共同参画の推進

地域防災について、男女のニーズの違いに配慮したあらゆる情報の提供を行い、防災知識の普及に努めます。

また、男女共同参画の視点を入れた地域防災活動を強化する人材の育成に取り組めます。

### (3) 意思決定の過程における男女共同参画の推進

政策、方針決定の場に男女が共に参画できる条件を整え、男女の意見を共に反映させていくことが必要です。そのためには、女性自身が社会への関心や理解を高めるとともに女性が社会に参画する気運を醸成することも大切です。また、女性も自らの能力の向上に努め、エンパワーメントを図り、政治的・経済的・社会的に力を持った存在になることが求められます。

#### ①各種審議会等への女性委員登用の推進

政策や方針に女性の意見が反映されるよう、審議会等への女性委員の積極的登用を働きかけます。

#### ②女性管理職の登用の推進

男女職員が対等な構成員であることを基本に、女性の職務能力がより発揮しやすい環境を整備しながら、管理監督者への登用を推進するとともに、性別にとらわれない職場配置を行うよう取り組みを進めます。



## 第6章 計画の推進

「高野町男女共同参画基本計画」は男女共同参画社会の浸透に向けて啓発活動を進めるとともに環境づくりを進め、社会情勢の変化や高野町の特性を踏まえながら総合的かつ計画的に進めます。これらの施策を効果的に実効あるものとするには、住民・地域・事業所等・各種団体等・行政が協力のもと、総合的に推進することが重要です。

### 1. 庁内推進体制の整備

計画の推進にあたっては、総務課を中心として、庁内関係部局との連携の強化を図り男女共同参画の視点に立ち総合的に取組みます。

- ・男女共同参画施策を総合的・計画的・効果的に推進するため、推進体制の構築・充実を図ります。
- ・高野町における関連する計画、施策との整合性を保ち、総合的な施策展開に努め体制づくりをします。
- ・男女共同参画の推進を阻害する差別的な人権侵害についての相談や、推進に関する体制づくりをします。
- ・男女共同参画基本計画の最終年に取りまとめを行い、住民参加による会議を開催し、男女共同参画基本計画の評価・点検等を行うことで、次期計画策定に反映させるものとします。

### 2. 住民、関係団体、事業者等との連携

- ・男女共同参画社会の実現のため、住民・地域・事業所等・各種団体等との連携を図り、協力して計画の推進を図ります。

### 3. 国・県等関係機関との連携

- ・計画の推進にあたり、国・県及び関係機関との連携に努めるとともに他市町村との情報交換などを行い、連携を深めます。

### 4. 計画の進行管理

- ・男女共同参画関連事業について、実施状況を把握しながら、計画を着実に遂行します。国や県の動向についての情報収集に努め、計画期間中の社会情勢の変化に対応し、新たな施策についても実施状況の把握、進行管理の対象とします。また、本計画の最終年（2028年）に施策の実施状況を点検・検証・評価し、課題の検討の取りまとめを行い、「高野町人権推進委員会」に報告し、意見を求め反映させるものとし、計画の実現に努めます。

# 資 料 編

# 1. 用語解説

## あ行

### ◆育児・介護休業法

#### （育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）

平成7年（1995年）6月に「育児休業等に関する法律」の改正法として公布。育児休業と介護休業の制度の設置、子の養育と家族介護を行う労働者に対して事業主が行わなければならない、勤務時間などに関する措置や支援措置について定めている。

### ◆イクボス

職場でともに働く部下・スタッフの育児参加等に理解がある上司（経営者・管理職）のこと。男女問わない。仕事と生活の両立が図りやすい環境の整備に努め、部下・スタッフのキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむ上司。

### ◆イクメン

「子育てする男性(メンズ)」の略語。単純に育児中の男性というよりはむしろ「育児休暇を申請する」「育児を趣味と言ってはばからない」など、積極的に子育てを楽しみ、自らも成長する男性を指す。実際には、育児に積極的に参加できていなくても、将来的にそうありたいと願う男性も含まれる。

### ◆エンパワーメント

「女性が社会的に力をつけること」をいう。女性自身が自分の置かれた状況の中で問題を自覚し、その状況をもたらしている社会の構造に気づき、構造を変えるための行動を開始し、単なる女性の地位の改善にとどまらず、新しい価値と文化を創る主体となることを意味する。

## か行

### ◆固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」というように、家庭、職場などあらゆる場面で性別によって役割を分業・分担することをいう。日本においては、こうした男女に対する固定的な役割分担意識が根強く残っており、男性・女性どちらにとっても負担を与える原因の一つとなっている。

## さ行

### ◆ジェンダー

ジェンダーとは「男・女」という生物学的な性別ではなく、長い歴史の中で社会的・文化的に作られてきた性差を示す概念のこと。しかし、私たちはしばしばこのジェンダーを、性別の持つ固定的な特性であると受け止め、本来様々な個性を持つ人間を、「男とはこういうもの、女ならこうすべき」と決めつけてしまい、その結果、個人の才能や能力が埋もれてしまう危険をはらんでいるのである。もちろん身体は違うのであるから、全く同じというわけにはいかず、例えば子どもを産むことは女性にしかできない。しかし、女性の特性だと考えられている料理や子育て、気配りなどは男性でも得意な人もいるし、必要なことである。大切なことは「あってもいい違い」と「あってはいけない差別」を見極められる視点を持つことである。この視点を「ジェンダーに敏感な視点」という。

### ◆女性活躍推進法

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」のこと。女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するための法律。平成27年8月28日成立、平成28年4月1日から労働者301人以上の大企業は、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが新たに義務づけられることとなった。

### ◆女子差別撤廃条約

昭和54年(1979年)に国連で採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」のこと。この条約は、女性に対するあらゆる差別の撤廃をめざして、法律や制度だけでなく、各国の慣習、慣行までも対象に含めている。日本では、昭和55年(1980年)に署名を行い、国籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定、学校教育における家庭科男女共修の検討などの条件整備を行った後、昭和60年(1985年)に批准した。

### ◆ストーカー規制法(ストーカー行為等の規制等に関する法律)

平成12年(2000年)に成立した法律で、ストーカー行為等を処罰するなど必要な規制と、被害者に対する援助等を定めている。平成25年(2013年)の一部法改正により、つきまとい等の違反行為に電子メールの送信が追加された。

### ◆セクシュアルマイノリティー(性的少数者)

何らかの意味で「性」のあり方が非典型的な人のこと。LGBT(レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー)や、自分を男女どちらとも思わないXジェンダー、誰にも性的感情が向かないアセクシュアルなどを含むとされる。



## た行

### ◆男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日公布・施行され、男女の人権を尊重し、政策等立案決定の場への共同参画や家庭生活と他の活動の両立などの5つの基本理念を掲げている。この基本法をもとに平成12年12月12日に基本計画となる「男女共同参画基本計画」が閣議決定された。その後、平成17年12月に、第2次男女共同参画基本計画が、平成22年12月に第3次男女共同参画基本計画が、そして平成27年12月に第4次男女共同参画基本計画が閣議決定された。

### ◆男女雇用機会均等法

昭和60年(1985年)に制定され、その後、差別禁止規定、職場のセクハラ防止やポジティブ・アクションの促進を盛り込む改正法が平成11年(1999年)に施行されている。また、平成19年(2007年)に改正法が施行され、性別による差別禁止の範囲の拡大、妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱いの禁止、セクシュアル・ハラスメント対策、母性健康管理措置、ポジティブ・アクションの推進等が定められた。

### ◆DV(ドメスティック・バイオレンス)

夫婦、恋人間など、親密な関係にある者同士の間で起こる暴力または虐待。殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、罵る、無視するといった精神的暴力、生活費を渡さない、行動を制限するなどの社会的暴力も含まれる。

### ◆DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)

家庭内に潜在していた女性への暴力について、女性の人権擁護と男女平等の実現を図るため、夫やパートナー等からの暴力の防止及び被害者の保護救済を目的とした法律。国際的な流れと被害者の声を受け、議員立法により平成13年(2001年)に制定された。平成25年(2013年)の改正により、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められた。

## は行

### ◆パワー・ハラスメント(パワハラ)

職場などで、職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、相手に精神的・身体的苦痛を与えたり、職場環境を悪化させたりする行為。上司から部下に対してだけでなく、先輩・後輩、同僚間、部下から上司に対する行為や、顧客や取引先によるものも含まれる。

### ◆ポジティブ・アクション

性別等による社会的格差を是正するために、雇用や高等教育などにおいて、積極的に登用・選抜すること。具体的には、特別枠や優遇措置を設けることをいう。積極的格差撤廃措置。

### ◆メディア・リテラシー

メディアの特性や社会的な意味を理解し、メディアが送り出す情報を読み解くとともに、自らの考えなどを表現し、発信していく力をさす。男女共同参画社会を目指す上で、メディアの流す情報に含まれるジェンダーに敏感な視点を持つことはとても大切である。

### ◆メンター

新入社員や後輩に対し、職務上の相談にとどまらず、人間関係、生活上の様々な悩みなど個人的な問題まで広く相談に乗り、助言を与える人。

## ら行

### ◆リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

妊娠・出産・避妊などについて女性自らが決定権をもつとの考え。1994年の国際人口開発会議で確立された。

## わ行

### ◆ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。

## 2. 関係法令

### 男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本

的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要であ

る。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該

機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同

参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

### (男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

### (都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共

同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画

（以下「市町村男女共同参画計画」という。）

を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施

策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第

4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄  
(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日  
(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の

規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)